

令和元年6月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月10日(月) 午後1時55分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(23名)

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 永利 春雄 | 2番  | 寺崎 廣喜  |
| 3番  | 田箆 富子 | 4番  | 山下 芳文  |
| 5番  | 山田 憲二 | 6番  | 永利 昇   |
| 7番  | 大中 久敏 | 8番  | 野田 敏之  |
| 9番  | 山田 武二 | 10番 | 佐藤 英昭  |
| 11番 | 白木 治  | 12番 | 廣田 一郎  |
| 13番 | 米倉 一雄 | 14番 | 中原 孝司  |
| 15番 | 藤井 豊志 | 16番 | 柳 文子   |
| 17番 | 天本 徹  | 18番 | 田箆 新   |
| 19番 | 白木 隆弘 | 20番 | 井手 浩   |
| 21番 | 久光 壽子 | 22番 | 草場 小夜子 |
| 23番 | 伊藤 武則 |     |        |

5. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 皆さんこんにちは。時間前ですが、皆さんお揃いのようなので、総会を始めさせていただきたいと思います。

皆さまにおかれましては、麦の収穫や田植え前の作業など、農繁期の最中にもかかわらず、本総会にご参集いただきありがとうございます。

季節的には、梅雨の走りとなり、ゲリラ豪雨や線状降水帯の発生など、雨による災害が発生する季節を迎えております。

しかしながら、ダムの貯水率は、江川ダムの場合は40パーセントを切るような状況で、雨も欲しいところかなあという状況です。

さて、先般、全国農業委員会会長大会が5月27日に開催され、県内各市町村の農業委員会会長さん方と共に、「食料・農業・農村政策の強化に向けて」の政策提言を決議し、国会議員の先生方に要望活動をおこなってきたところです。概要については、後ほど、報告させていただきます。

本日は議案4件、報告事項3件でございますが、委員各位の慎重な審議をよろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は23名で委員定足数に達しております。

よって、令和元年6月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、2番 寺崎 廣喜 委員、4番 山下 芳文 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審議]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、3件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書1ページ、議案第1号、農地法第3条の規定

による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、干潟地内の田1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号2は、八坂地内の田1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号3は、光行地内の田1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人)

3条の無償移転で、親族間の贈与となっています。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。

何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に無いようですので、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、4件を議題といたしますが、番号4の案件は、3番委員に関係する案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりまして、3番委員につきましては、退席していただきますようお願いいたします。

それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の2ページ、3ページをお願いします。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明します。

番号1から番号4までは山隈地内の田が合計で7筆となっております。所有者は異なりますが、連坦(れんたん)した圃場となっております。今回は、まとめて説明をいたします。

こちらは、水田から畑へ利用する農地改良のため、一時転用申請がされたものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、農業振興地域内の農用地区域にある農地、通称「青地」となっています。

北側の進入道路との高低差があり、1メートル以上の盛り土を行うために申請がなされたものです。

なお、許可日から3年間の一時転用ですので、例外規定に該当します。よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

なお、番号1から番号4は先月開催された地区会議に於いて了承を頂

いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に無いようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 それでは、3番委員の入室を許可します。

○議長 続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について10件を議題といたしますが、番号3の案件は、15番委員に、番号6の案件は、12番委員に、番号7の案件は、22番委員に関係する案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、12番委員、15番委員、22番委員につきましては、退席していただきますようお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、八坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号2は、光行地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号3は、古飯地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

議案書の5ページ、番号4は、古飯地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号5は、古飯地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号6は、稲吉地内の田1筆です。  
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるもの  
です。  
(位置図により場所の説明)

議案書の6ページ、番号7は、吹上地内の畑2筆です。  
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるもの  
です。  
(位置図により場所の説明)

番号8は、下西鯨坂地内の田2筆です。  
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。  
(位置図により場所の説明)

番号9は、上西鯨坂地内の田1筆です。  
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。  
(位置図により場所の説明)

議案書の7ページ、番号10は、吹上地内の田1筆です。  
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。  
(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進  
法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議  
に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたが、  
第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転10件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、12番委員、15番委員、22番委員の入室を許可します。

○議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、利用権貸借について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の資料をご覧ください。まず、1ページをご覧ください。議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、利用権貸借について、提案理由の説明をいたします。

例年、年に2回、利用権設定の受付を行っていますが、今回3月に受付しました利用権設定につきましては、期間借地も含めて、再設定200件、新規104件、合計304件の申請を受理いたしております。

なお、公告は6月14日付といたしております。

いずれも、別冊のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

なお、内容につきましては、各々担当の農業委員さんにご確認いただき、地区会議に於いても承認頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたので



第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、第2分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案通り承認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをご覧ください。  
報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出4件につきまして報告いたします。  
番号1から番号3までは、売買のための合意解約です。  
議案書9ページの番号4は、借人の都合による合意解約です。

詳細につきましては、議案書記載の通りでございます

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。  
報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。  
番号1は、一般個人住宅の建設を行うために届出が提出されたものです。

詳細につきましては、議案書記載の通りでございます。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は、宅地分譲を行うために、届出が提出されたものです。

詳細につきましては、議案書記載の通りでございます。

以上で、報告事項を終わります。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りします。

議事録作成にあたり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和元年6月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

令和元年6月10日(月) 午後 2時31分 閉会